

令和 7 年度

仕 様 書

事 業 名 : 特定都市河川浸水被害対策推進事業

工 事 場 所 : 竹原市本町

工 事 名 : 大王地区浸水対策事業 大王調整地整備工事 (3 期工事)

工 事 概 要 :

矢板護岸工 N=231 枚

土工 N=1 式

表層工 A=283 m²

【添付書類】
☐ 特記仕様書
☐ 工事数量総括表
☐ 図面 等

特記仕様書（個別事項）

第1章 総則

第1節 適用

- 1 本特記仕様書は、大王地区浸水対策事業大王調整地整備工事（3期工事）に適用する。
 - 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・ **土木工事共通仕様書（令和7年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）**
 - ・ **特記仕様書（共通事項）（令和7年8月）広島県**
- ※ 土木工事共通仕様書、特記仕様書（共通事項）は「広島県の調達情報」に掲載している。
<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
- ※ 主任技術者等の兼務制限の緩和について（別紙1）は、「竹原市の入札・契約」に掲載している。
<https://www.city.takehara.lg.jp/soshikikarasagasu/zaiseika/gvomuannai/3/kensetsukonsaru/2/1619.html>

第2節 中間検査

本工事は、中間検査の対象工事とし、実施については特記仕様書（共通事項）第1章 総則 第2節 中間検査に従うこと。

第3節 情報共有システム

本工事は、情報共有システムの対象であり、実施については土木工事共通仕様書1-1-1-25 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第4節 週休2日適用工事

- 本工事は、週休2日（土日）適用工事（受注者希望型）であり、「竹原市週休2日適用工事等実施要領（令和7年6月1日一部改正）」に従うこと。
- なお、工事着手までに「休日取得計画表」を記載した施工計画書を監督職員に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手日と工事完了日を計画表に明記するものとする。
- ※竹原市週休2日適用工事等実施要領については、「竹原市の入札・契約」に掲載している。
https://www.city.takehara.lg.jp/material/files/group/4/syukyu2katekiyokouzi_zissiyorvo.pdf
- ※様式「休日取得計画表」は「広島県の調達情報HP>公共工事等の情報_様式集>建設工事関係_その他契約関係様式」に掲載している。

第5節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第6節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

- 1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

イ 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

- (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日

- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付
受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。
- 11 受領書の内容確認
受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。
- 12 受領書の保管
受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。
- 13 建設発生土の最終搬出先までの確認
受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9（1）～（5）に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。
- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
(2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
(3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
(4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第2章 材料

第1節 材料費

見積りにより決定した単価については、参考図書を参照のこと。その他資材については、公表単価による。

第3章 施工条件

第1節 工程

1 関連する別途工事

工事名	大王地区浸水対策事業 大王調整地マンホールポンプ整備工事
他工事の内容	水中ポンプ φ150 N=2台、ポンプ制御盤 N=1台、引込開閉器盤 N=1面、流入可動堰 N=1門
時期	令和7年5月24日～令和8年3月31日

工事名	大王地区浸水対策事業 大王調整地整備工事（2期工事）
他工事の内容	掘削工 V=3000m ³ 、水路工 N=1式、付帯道路工 N=1式、管きょ工 L=14m
時期	令和7年8月中旬～令和8年3月31日

- ・本工事区域内において上記工事が進行中であるため、工程調整を円滑に行い、工事間調整による工程遅延がないよう努めること。
- ・その他、今後発注が見込まれる関連工事についても同様に、円滑な工程調整に努めること。

2 地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査

調査項目	地下埋設物
調査時期	適宜（支障物件が発見された場合は、監督職員と協議すること。）
移設期間	適宜

第2節 安全対策

1 交通安全施設

内容	夜間において現道の迂回等が必要な場合は、赤色灯等の保安施設を設置すること。
期間	市道の迂回が必要な期間。

第3節 建設副産物

1 アスファルト殻（搬出）

当該工事により発生するアスファルト殻の処分先については、次の処分先条件を想定している。

（アスファルト殻（無筋））

運搬距離 4. 7キロメートル

受入費用 1, 5 0 0 円／t

なお、積算上の搬出先として、再資源化施設のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

2 コンクリート殻（搬出）

当該工事により発生するコンクリート殻の処分先については、次の処分先条件を想定している。

（コンクリート殻（無筋））

運搬距離 4. 7キロメートル

受入費用 1, 5 0 0 円／t

（コンクリート殻（有筋））

運搬距離 4. 7キロメートル

受入費用 1, 8 0 0 円／t

なお、積算上の搬出先として、再資源化施設のうち、運搬費と受入費の合計が最も経済的になる施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。

第4章 その他

- ・工事中において、周辺の環境対策のため適宜、散水等の粉塵対策を実施すること。
- ・本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項又は、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。

工事数量総括表

頁0 -0001

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
本工事費					
築堤・護岸		式		1	レベル1
擁壁護岸工		式		1	レベル2
作業土工		式		1	レベル3
矢板工		式		1	レベル3
矢板護岸工		枚		231	レベル4
構造物撤去工		式		1	レベル2
構造物取壊し工		式		1	レベル3
コンクリート構造物取壊し	【鉄筋・無筋】 【機械施工】	m3		105	レベル4
舗装版破碎	【As, t=50mm】	m2		528	レベル4
運搬処理工		式		1	レベル3
表層工		式		1	レベル2
表層工		式		1	レベル3
上層路盤(車道・路肩部)	【RM30, t=120】	m2		283	レベル4
下層路盤(車道・路肩部)	【RC40, t=100】	m2		283	レベル4
表層(車道・路肩部)	【AS, t=30mm】	m2		283	レベル4
全工種共通仮設		式		1	レベル1
仮設工		式		1	レベル2

工事数量総括表

頁0 -0002

費目・工種明細など	規格1・規格2	単位		数量	備考
交通管理工		式		1	レベル3
交通誘導警備員		人		46	レベル4
＊＊直接工事費＊＊					
事業損失防止施設費					
事業損失防止施設費		式		1	レベル2
事業損失防止施設費		式		1	レベル3
家屋調査費		式		1	レベル4
共通仮設費率分					
＊＊共通仮設費計＊＊					
＊＊純工事費＊＊					
現場管理費					
＊＊工事原価＊＊					
一般管理費率分					
契約保証費					
一般管理費計					
＊＊工事価格＊＊					
＊＊消費税相当額＊＊					
＊＊工事費＊＊					

工事数量総括表

頁0 -0003

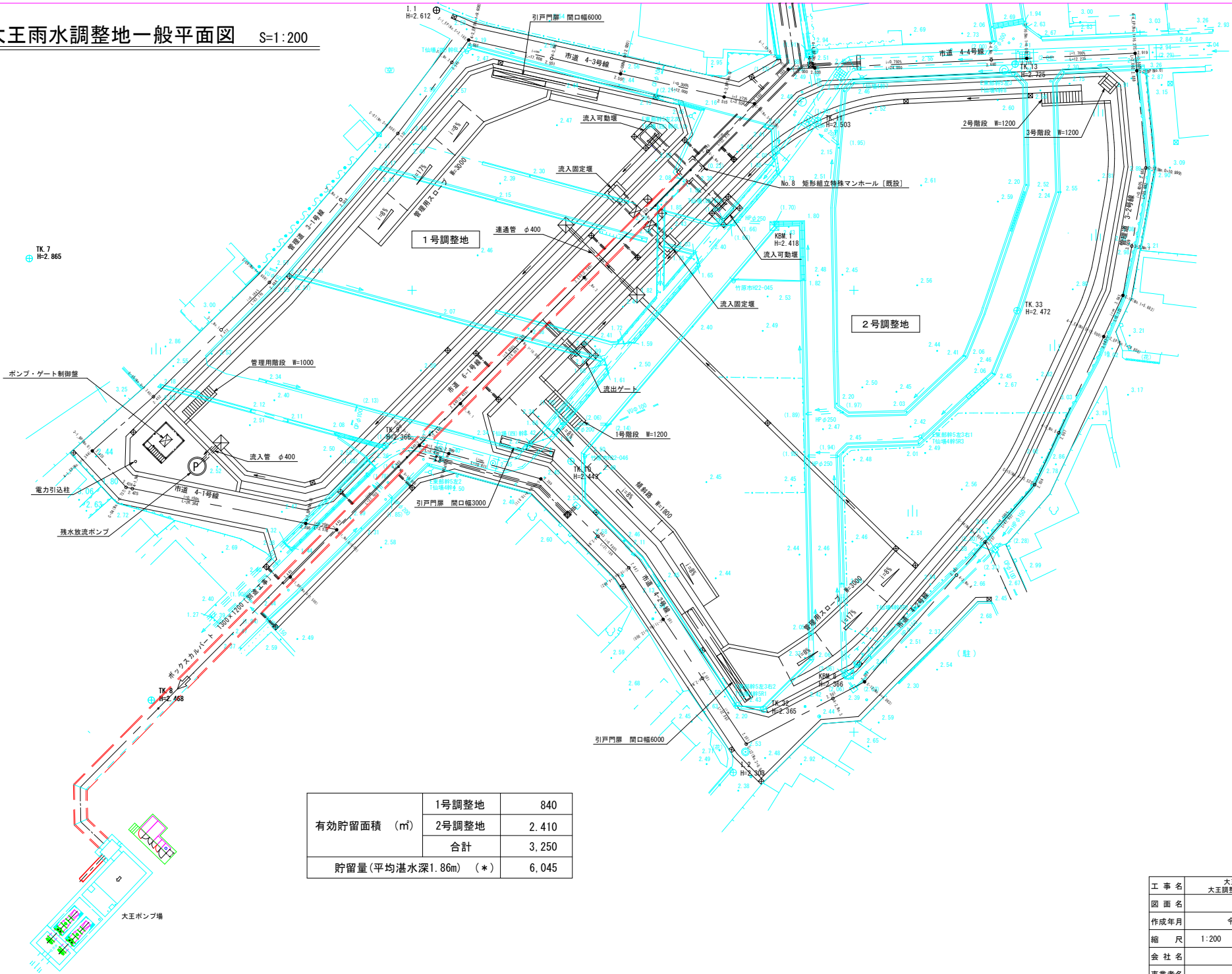
費目・工種明細など	規格1・規格2	単位	数量	備考
水道工事費				
管路(水道)		式	1	レベル1
管渠工(開削)		式	1	レベル2
管・弁材料工		式	1	レベル3
管・弁材料		式	1	レベル4
＊＊直接工事費＊＊				
共通仮設費率分				
＊＊共通仮設費計＊＊				
＊＊純工事費＊＊				
現場管理費				
＊＊工事原価＊＊				
一般管理費率分				
契約保証費				
一般管理費計				
＊＊工事価格＊＊				
＊＊消費税相当額＊＊				
＊＊工事費＊＊				
＊＊工事費計＊＊				

工事数量総括表

頁0 -0004

[illegible]

大王雨水調整地一般平面図 S=1:200



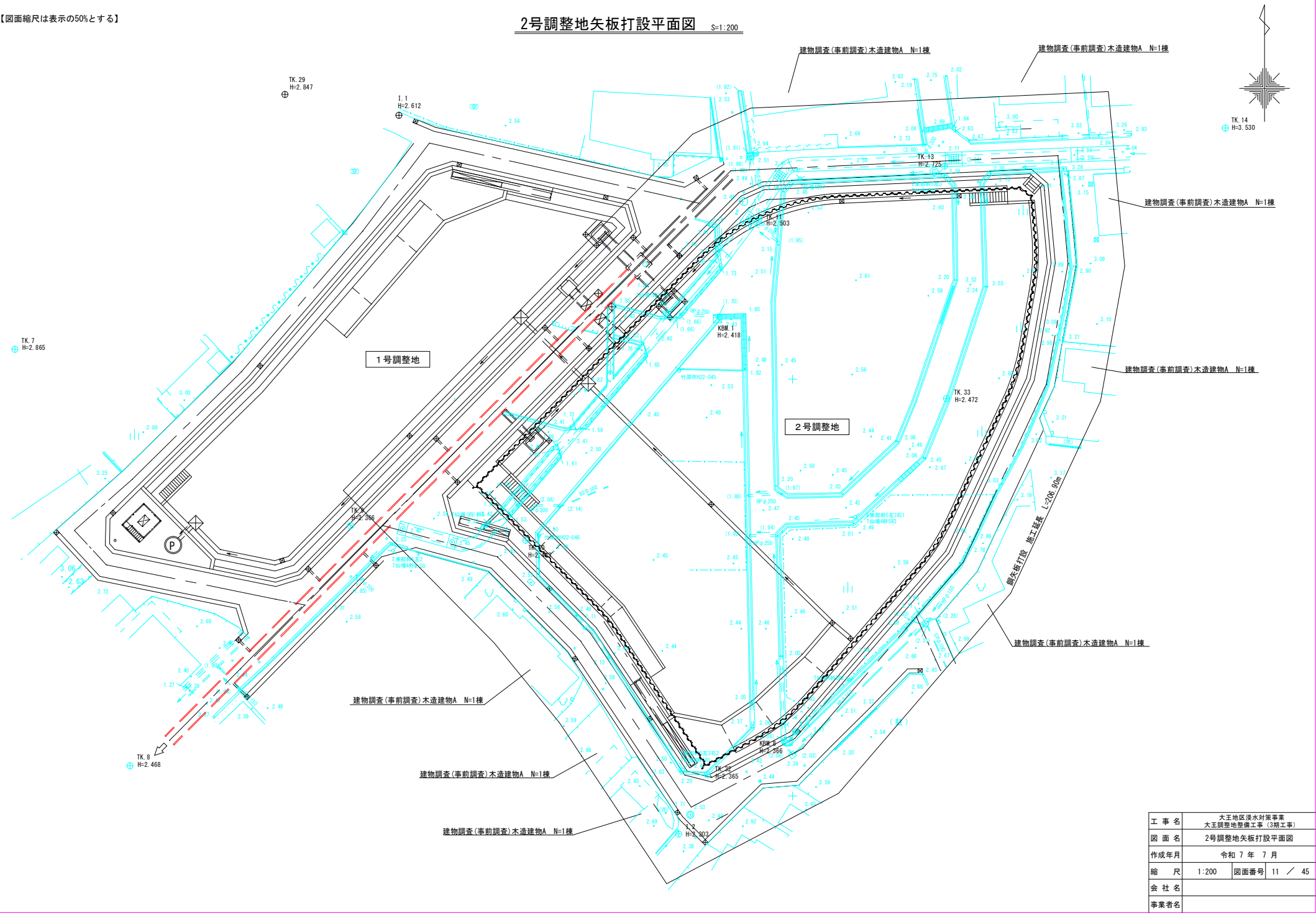
有効貯留面積 (㎡)	1号調整地	840
	2号調整地	2,410
	合計	3,250
貯留量(平均湛水深1.86m) (※)		6,045

工 事 名	大王地区浸水対策事業 大王調整地整備工事 (3期工事)		
図 面 名	一般平面図		
作成年月	令和 7 年 7 月		
縮 尺	1:200	図面番号	1 / 45
会 社 名			
事業者名	竹 原 市		

【図面縮尺は表示の50%とする】

2号調整地矢板打設平面図

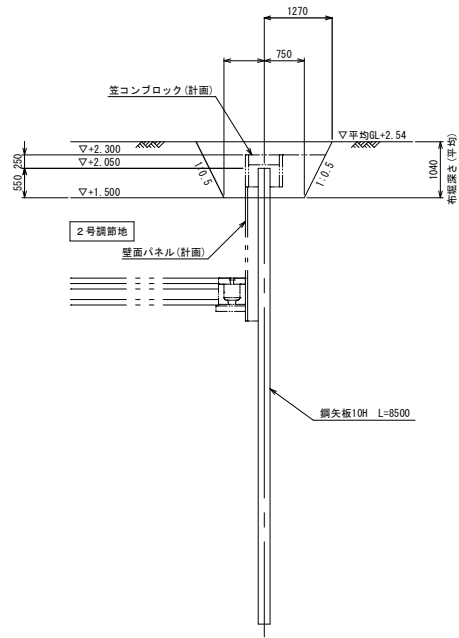
S=1:200



工 事 名	大王地区浸水対策事業 大王調整地整備工事 (3期工事)		
図 面 名	2号調整地矢板打設平面図		
作成年月	令和 7 年 7 月		
縮 尺	1:200	図面番号	11 / 45
会 社 名			
事業者名			

【図面縮尺は表示の50%とする】

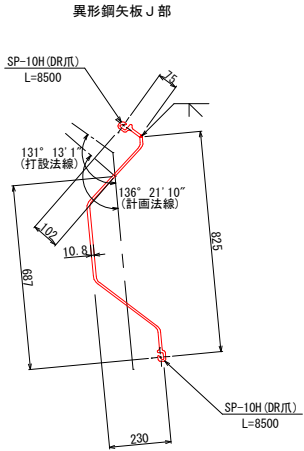
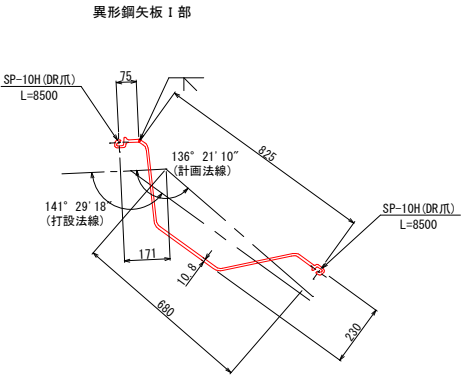
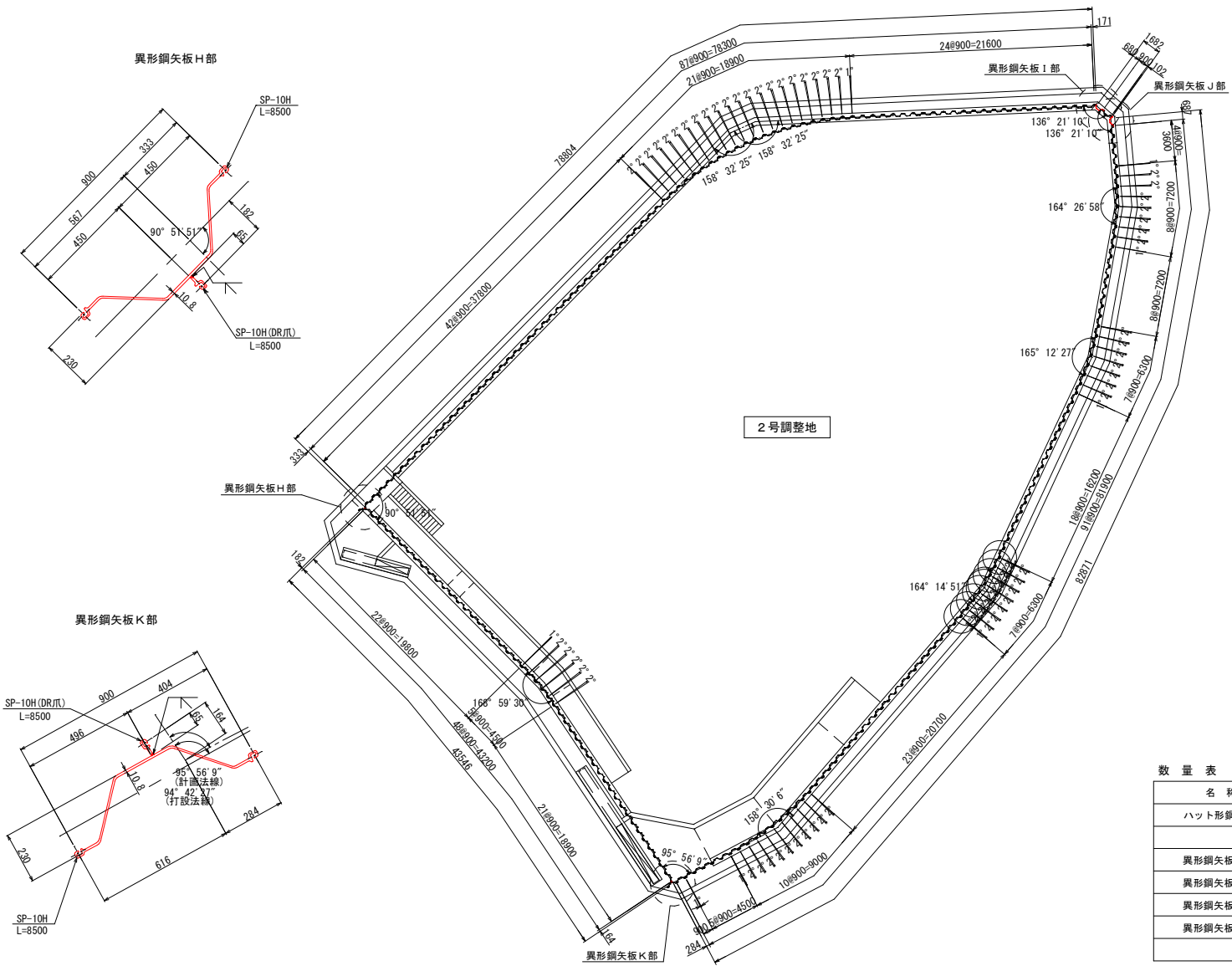
鋼矢板打設標準断面図 S=1:50



工 事 名	大王地区浸水対策事業 大王調整地整備工事（3期工事）		
図 面 名	鋼矢板打設標準断面図		
作成年月	令和 7 年 7 月		
縮 尺	1:50	図面番号	12 / 45
会 社 名			
事業者名	竹 原 市		

【図面縮尺は表示の50%とする】

2号調整地鋼矢板割付図 S=1:200, 1:10



数量表				
名称	種類	長さ	数量	材質
ハット形鋼矢板	SP-10H	8,500	227 枚	SYW295
異形鋼矢板H部	10H + 10H	8,500 + 8,500	1 組	SYW295
異形鋼矢板I部	10H + 10H	8,500 + 8,500	1 組	SYW295
異形鋼矢板J部	10H + 10H	8,500 + 8,500	1 組	SYW295
異形鋼矢板K部	10H + 10H	8,500 + 8,500	1 組	SYW295

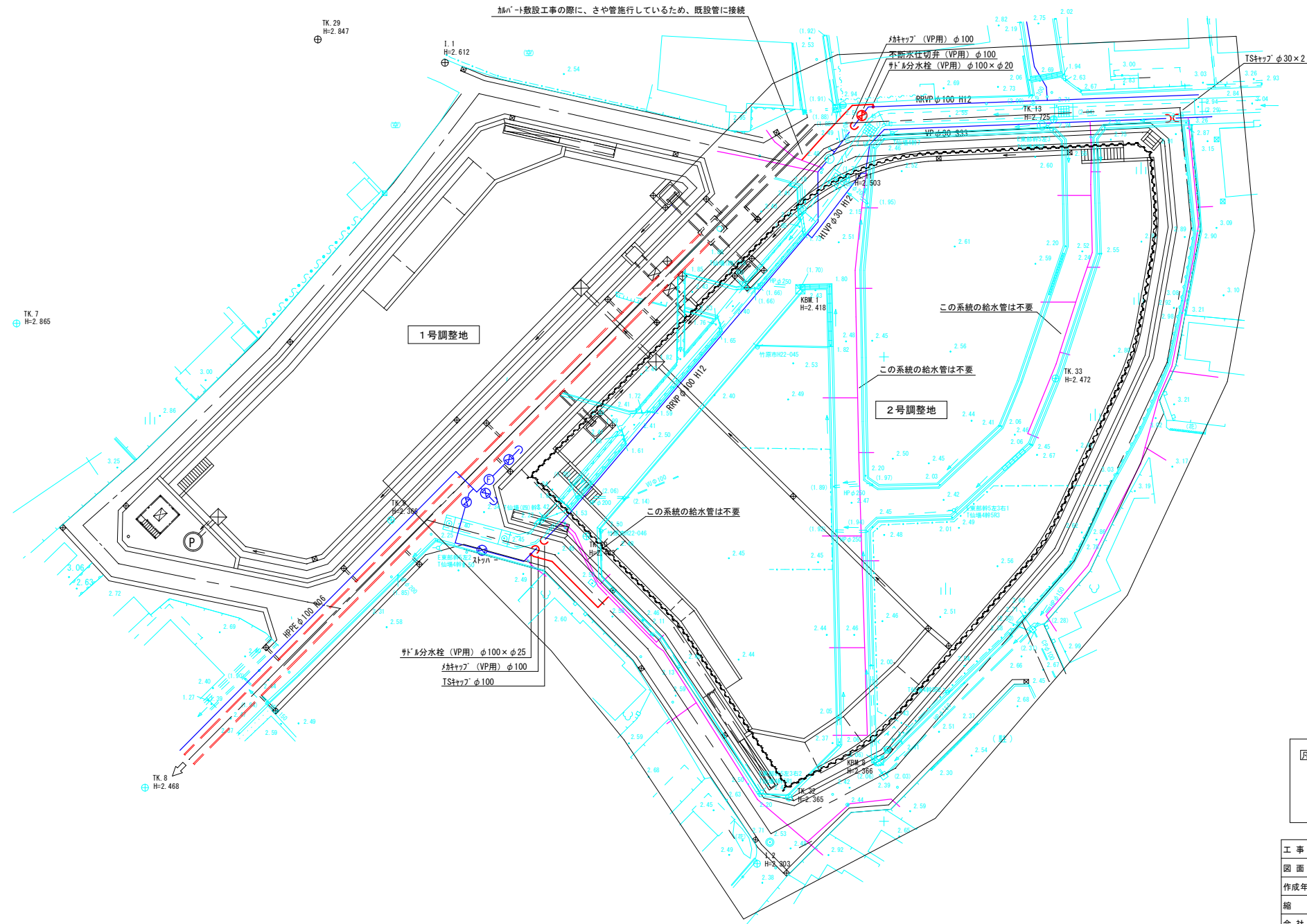
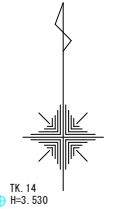
矢板延長
L=78804+43546+82871+1682=206903
→206,903m

《参考図》			
工事名	大王地区浸水対策事業 大王調整地整備工事（3期工事）		
図面名	2号調整地鋼矢板割付図		
作成年月	令和7年7月		
縮尺	1:200, 1:10	図面番号	参-01
会社名			
事業者名			

【図面縮尺は表示の50%とする】

水道切替平面図

S=1:200



凡例	
	既設配水管
	既設給水管
	新設管

工 事 名	大王地区浸水対策事業 大王調整地整備工事（3期工事）		
図 面 名	水道切替平面図		
作成年月	令和 7 年 7 月		
縮 尺	1:200	図面番号	／
会 社 名			
事業者名			